

届け出、忘れていませんか？

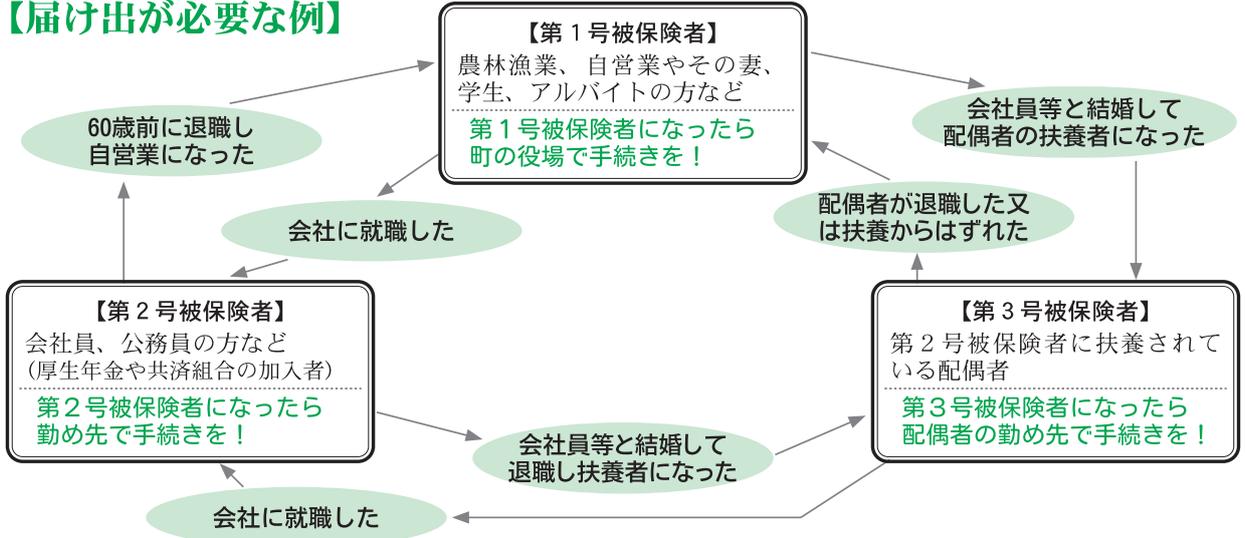


届け出を忘れてしまうと、その間は国民年金の掛け金は未納期間となってしまいます

20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金加入者です。国民年金は3つの種別に分かれていて、転職・退職・結婚などにより加入の種別が変わった場合は、その度に手続きが必要です。

未納期間になると、年金を受けられなくなったり、減額されたりしますので忘れずに手続きしましょう！

【届け出が必要な例】



このような異動があったときには、忘れずに届け出をしましょう！

～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう～

=年金は世代と世代の支え合い=

お問い合わせ先	町民課 戸籍医療年金係 (TEL 2-2453)
	函館年金事務所 国民年金課 (TEL 0138-56-1165)

○介護保険料等の支払い

特別徴収(原則として年金が年額18万円以上ある方)

4月から翌年2月まで、6回の年金で特別徴収(年金差引)されます。原則として2月の特別徴収額と同額が4・6・8月の年金から仮徴収され、本算定後、10・12・2月の年金から本徴収されます。(特別徴収の方法については、国保税、道町民税、後期高齢者医療保険料も原則同様となっております。)

令和5年度中に65歳になったり、転入されるなど新たに第1号被保険者となり、年金から特別徴収が開始される方については、個別に通知します。また、保険料を平準化するため、6・8月の特別徴収額を変更する場合についても、同様に通知します。

年金から自動的に差し引きされますので、特別な手続や直接保険料を支払う必要はありません。

普通徴収(特別徴収以外の方)

7月上旬に納付書が送付されます。本町の普通徴収の納期は、第1期(7月末)～第9期(翌年3月末)までの9期に分けており、各期ごとの納期限までに、役場出納室、郵便局または指定金融機関等(北洋銀行・北海道信金・農協・漁組)で直接保険料を支払うことになります。

なお、郵便局・北洋銀行・北海道信金・農協・漁組の金融機関で、口座振替をすることができます。便利で簡単な口座振替をぜひご利用ください。

【お問い合わせ先】
 税：税務課 (☎2-2452)
 後期：町民課 (☎2-2453)
 介護：保健福祉課 (☎2-2454)